

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県
編集

大分県報

人 大 分 縣	令 和 八 年	(金 曜 日)	編集
大分県告示第六十号	第六七八号	三恵印刷株式会社 (定価 一箇年 三万八千八百八十円)	
	事 業 名	地 区 名	縦 覧 期 間
備事業	県営防災重点農業用ため池等整	竜護寺地区	令八・二・六から 二・二六まで
	佐伯市役所	縦 覧 場 所	

田文

告示

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び総覧
指定予定保安林（三件）

- 付保義務の発生.....
- 道路区域の変更.....
- 臨港地区内の分区の指定に関する告示の一部改正.....

临港地区内の分

公告

開発行為の完了（二件）

落札者等の公示

四

令和七年十二月二十六日付け大分県報第六六八号に登載の大分県訓令甲第一一二二号（大分県電子署名規程の全部改正）中の訂正

○告示

大分県告示第五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十六条第一項の規定により、高畠井堰土地改良区理事長吉良勝彦からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七

り当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和八年二月六日

大分県知事
佐藤一郎

令和八年二月六日

大分県告示第六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和八年二月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県西部振興局並びに日田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字瀬戸石六四九五番一四八・六四九五番一四九（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 問伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに津久見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

令和八年二月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第六十三号

名護屋加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の第二項の規定による届出を審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

令和八年二月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和八年二月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて縦覧に供する。

令和八年二月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一般国道二	道路の種類及び路線名	区間		大分県知事 佐 藤 樹 一 郎
		前	区域変更別	
	豊後高田市香々地字大田三九八八番 二から 豊後高田市香々地字大田三九九四番 三まで	メートル	敷地の幅員	延長
前	一四・〇 一三・五	メートル		
	四六・六	メートル		

一 保安林予定森林の所在場所
日田市大字花月字石河内四〇六〇番一から四〇六〇番五まで、四〇六〇番七から四〇六〇番一まで、四〇六〇番一三、四〇六一番一二 指定の目的
水源の涵養

二三号	由布市湯布院町川上字宮ノ原千九百八十四番二百二十四ほか二筆並びに二千七番二地先 里道及び千九百八十四番二百二十六地先水路
一から 豊後高田市香々地字大田三九九四番 一まで	一から 豊後高田市香々地字大田三九九四番 一まで
後	後
一五・六 一四・〇	一五・六 一四・〇
四六・六	四六・六

大分県告示第六十五号

臨港地区内の分区の指定に関する告示（昭和三十九年大分県告示第九百二十号）の一部を次のように改正する。

令和八年二月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

四の項の(一)に次のように加える。

ハ 白杵市大字板知屋字ビワケ鼻一二五九の一部、一二六〇

四の項の(三)に次のように加える。

(四)修景厚生港区

イ 白杵市大字板知屋字水ヶ浦一二八の三の一部、一二八の四の一部、一二八の五、一二八の六、一二八の七、一二八の八、一二八の九、一二八の一〇、一二八の一、一二八の一二、一一五の九、一一五の一〇の一部、一一五の一、一一五の五一の一部、一一五の一八の一部、一一五の一九、一一五の二〇、一一五の五、一〇八の三、一〇八の四、一〇〇の三

ロ 白杵市大字板知屋字ビワケ鼻一二五八、一二五九の一部、一二五五の一、一二五五の二、一二五五の三、一二五五の四、一二五五の七、一二五五の八、一二五五の九、一二五五の一〇、一二五五の一、一二五五の二二、一二五五の二三、一二五五の二四、一二五五の二五、一二五五の二六、一二五五の二七、一二五五の二八、一二五五の二九、三四の四、二ノ三四の一、二ノ三四の二、二ノ三四の三、二ノ三四の四

一 開發区域の面積 一万九千五百十五・八六平方メートル	二 開發区域の面積 一万九千五百十五・八六平方メートル
三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 京都府京都市東山区新橋通東大路東入林下町四百三番地 M is oka C a p i t a l 合同会社 代表社員 株式会社K i r a k u 職務執行者 サンドバーグ弘ウイリアム	三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 京都府京都市東山区新橋通東大路東入林下町四百三番地 M is oka C a p i t a l 合同会社 代表社員 株式会社K i r a k u 職務執行者 サンドバーグ弘ウイリアム
四 完了検査年月日 令和八年一月十九日	四 完了検査年月日 令和八年二月六日
五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和八年二月六日	五 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和八年二月六日
一 開発区域に含まれる地域の名称 中津市大字蛎瀬字江添八百三十七番一ほか三筆の各一部	一 開發区域に含まれる地域の名称 中津市大字蛎瀬字江添八百三十七番一ほか三筆の各一部
二 開発区域の面積 四千百四十七・一七平方メートル	二 開發区域の面積 四千百四十七・一七平方メートル
三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 株式会社コスマス薬品 代表取締役 横山英昭	三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 株式会社コスマス薬品 代表取締役 横山英昭
四 完了検査年月日 令和八年一月二十二日	四 完了検査年月日 令和八年一月二十二日
○公 告	○公 告
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和八年二月六日	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 令和八年二月六日
一 開発区域に含まれる地域の名称 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎	一 落札に係る物品等の名称及び数量 大分県警察本部庁舎別館ほか十七施設で使用する電気 五百二十九万九千五百四十二キロワットアワー 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

令和八年二月六日

大分県報（公告・正誤）

四

大分県警察本部警務部会計課
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

四 落札者の氏名及び住所

コスマエネルギーソリューションズ株式会社 代表取締役 河村靖之
東京都中央区日本橋浜町三丁目三番二号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

一億四十三万七百八十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和七年十一月二十八日

○正 誤

令和七年十二月二十六日付け大分県報第六六八号に登載の大分県訓令甲第二十二号（大分県電子署名規程の全部改正）中の訂正

二二	ページ	行	誤	正
下	段			
右から六	号	令和年大分県訓令甲第		
		十二号	令和七年大分県訓令甲第二	